

国と地方の協議の場運営規則（案）

平成 23 年 6 月 13 日
国と地方の協議の場決定案

国と地方の協議の場に関する法律（平成 23 年法律第 38 号。以下「法」という。）第 2 条第 8 項及び第 9 項、第 4 条から第 7 条まで並びに第 10 条の規定に基づき、国と地方の協議の場運営規則を次のように定める。

1 招集

（1）招集回数

国と地方の協議の場（以下「協議の場」という。）は、臨時に招集する場合のほか、毎年度 4 回開催する。

（2）招集手続

協議の場の招集は、協議すべき具体的な事項を示して、内閣総理大臣が各議員に通知することにより行う。

（3）臨時の招集

協議の場を臨時に招集する場合の手続は、（2）と同様とする。

（4）招集の請求

議員は、法第 3 条に規定する事項について協議する必要があると思料するときは、内閣総理大臣に対し、協議すべき具体的な事項を示して、文書により協議の場の招集を求めることができる。

2 議員の代理

（1）法第 2 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる議員が欠席する場合は、当該議員は、議長の了解を得て、副大臣を代理人として出席させることができる。

（2）法第 2 条第 1 項第 6 号から第 11 号までに掲げる議員が欠席する場合は、当該議員は、議長の了解を得て、当該議員の所属する全国的連合組織の指定する地方公共団体の長又は議会の議長であって議員でないものを代理人として出席させることができる。

3 臨時の参加

（1）議長は、必要があると認めるときは、国務大臣又は全国的連合組織の指定する地方公共団体の長若しくは議会の議長であって議員でないものを、議案を限って、臨時に協議の場に参加させることができる。

（2）副議長は、必要があると認めるときは、議長に対し、全国的連合組織の指定する地方公共団体の長又は議会の議長であって議員でないものを、議案を限って、臨時に協議の場に参加させるよう求めることができる。

(3) (1) の規定により協議の場に参加する者が欠席する場合は、当該者は、議長の了解を得て、副大臣又は当該者の所属する全国的連合組織の指定する地方公共団体の長若しくは議会の議長であって議員でないものを代理人として出席させることができる。

4 分科会

- (1) 議長は、議員の求めがあった場合において協議の場における協議に資するため必要と認めるときは、分科会を開催する。
- (2) (1) に定めるもののほか、分科会の開催、構成及び運営に関し必要な事項は、議長が協議の場に諮って別途定める。

5 資料提出の要求等

- (1) 議長は、協議の場における協議のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長並びに関係地方公共団体の長及び議会の議長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- (2) 議長は、(1) のほか、協議の場における協議のため特に必要があると認めるとときは、協議の対象となる事項に関し識見を有する者に対し、必要な協力を依頼することができる。

6 国会への報告

(1) 報告書の作成

国会へ提出する報告書は、議長が、副議長と調整の上作成する。

(2) 報告手続

国会への報告は、議長が、衆議院及び参議院の議長に対し報告書を提出することにより行う。

(3) 報告書の公表

議長は、報告書を国会へ提出した後、速やかに、これを公表する。

7 協議の場の公開等

- (1) 協議の場は、原則として非公開とする。ただし、議長が協議の場に諮って公開することができる。
- (2) 協議の場の配布資料及び議事録は、原則として公表する。

8 公表方法

6 (3) 及び7 (2) に規定する報告書及び配布資料等の公表に当たっては、内閣府において一般の閲覧に供するとともに、コンピュータ・ネットワークに掲載する。

9 庶務

協議の場の庶務は、関係府省の協力を得て、内閣官房との連携の下に内閣府

において処理する。

10 雜則

この規則に定めるもののほか、協議の場の運営に関し必要な事項は、議長が協議の場に諮って定める。